

成形圖說

農事部

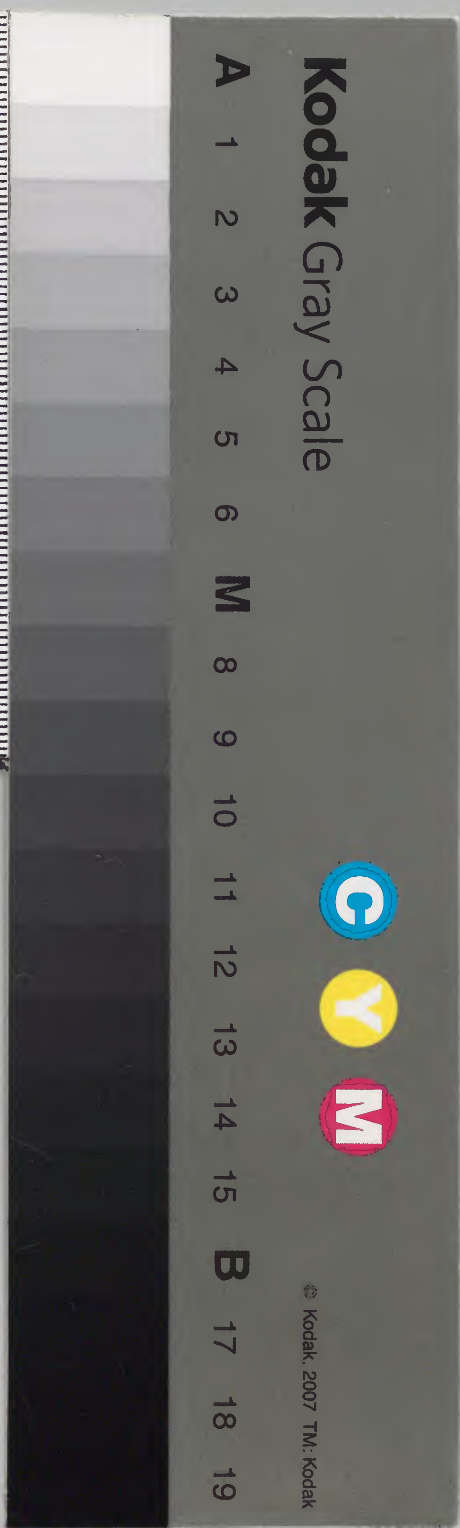
十一

農商務省
圖書
第 號
共 册

太政官文庫
和書門
八一九二
類號函架册
三〇

內閣文庫
和書
八一九二
類號函架册
三〇

內閣文庫		
番號	和	8192
冊數	30	(11)
函號	196	102



成形圖說卷之十一



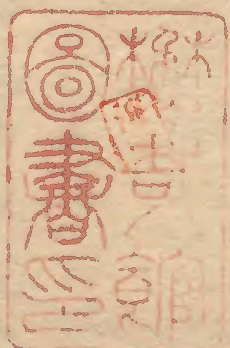
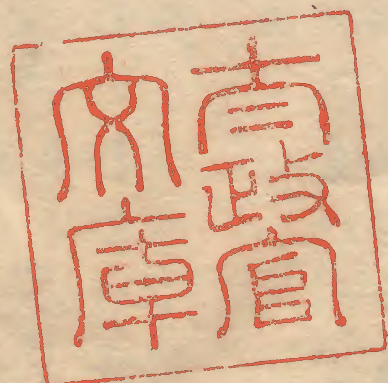
費弊

酒食

價直

目錄

成形圖說卷之十一



成形圖說卷之十一

農事部 價直類

阿多比 書紀 ○古言梯曰當易あり天加の約多あり又値る

即直價あり故の漸と天良不と何めり○漢書より東西

市式曰凡賣買不和較

固者市司追捉勘當

相場 法曹至要鈔相場と云ふとハ今の直値

價直 史北 物價 文説 交易 子孟 交市 書漢 時價 典六 時直 朝國

加比與福類聚 米買新撰 市米和字

糴音狄廣韻入米也左傳疏買穀孟子無過糴食貨志大熟

成形圖說卷之十一 二

平糶齊物關市不
之治國之道也

宇利與福類聚
賣米

糶音眺說文出穀也亦作糶長編趙抃知越州兩浙旱蝗禁
增米價公獨榜任增價糶之米商輻輳價更賤民免餓歟
又云文彦博在成都米價騰貴因就諸城門置十
八院減價糶賣仍不限其數張榜通衢米價遂減

蕃名フレイス 亦ワパールト 價直以上

國史延曆十七年勅曰物有貴賤價高下諸國糶糶有利於
民元損於公遣使開倉廩准賤時價糶與百姓具價物者收
貯國庫至於秋收買成穎稻名曰救急料又曰稻糶與貧民
受より先元明紀和銅六年三月詔諸國之地江山遐阻負
擔之輩久苦行役宜國郡司等募豪富家置米路側任其賣

買一年之内賣米一百斛以上者以名奏聞とあり蓋先

王五穀と賣て金銀と賤以上行ハ下化ヤとあり米

と賣て金銀の求るはと云歎きは子似たりとあり

と四裔の島嶼ハ金銀の求むるは米穀とて交

易とあり抑右のき風とあり 顯宗天皇御宇天下

安平民無徭役歲比登稔百姓殷富稻斛銀錢一文と本紀

小い〜 是時ハ浪淺は〜 桓譚新論云世俗

咸言漢文帝澤加黎庶穀至石數錢漢錢の及弟ハ垂加文
集の内又ほ唐書云唐太宗貞觀四年米斗三四錢人
行數千里不賣糧玄宗開元 福一斛と浪淺一文と云々
廿八年冬米一斛直三錢

ふに當時福米多獲は金銀並少〜 のありとあり



雜式曰凡諸國
驛路邊植菓樹
令往還人得休
息若無水
處量便掘
井書紀通
證曰古者
秋布穀既
成而後
通商賈
之道故
稱為秋
物也



生とくとも浪病つみふくハ米五斗以上此時價高穀
 し續紀曰和銅四年以穀六升當錢一文令百姓交関各得
 其利當時の米ハ穀五升ハ六升ハ五合磨みして二升と
 其此時官米充ましく正浪一文ハ錢百文とさしとら
 後紀曰弘仁十四年正月新錢一百貫賜大和國充築益田
 池とけり益田池ハ開拓の大溜池と掘られし事空海
 碑まて志守ふしとらるるに僅百貫とて下行志ふと
 之は錢のまきとけり魚一尾より遠後の代まで後
 醍醐天皇元亨元年の夏大旱地と枯して旬服の外百里
 の間空赤土のくけりて青苗ふし餘草野ふ満似人地

例に四年錢三百とましく粟一斗と粟とわす
梅哀宏漢記曰赤眉乱後
關中大饑黃金三兩少粟一斗と粟と一天下の大凶年
一片易五升穀
 ともふれを是亦亦生ふけ其後後少と粟の二斗も四
 斗も賣買とともりし米也是中右と米穀多とて米
 淺を少とさす
水東日記朱子答張仁叔之問云李悝
而收不過百石者似恐是米然則其多少固有不同矣粟一
石直錢三十文一歲而止用三石可見古來錢重然其賣買
皆然則人亦不以為病也
東鑑曰上品八丈絹六
文代百升文各升紺布二反無代四文云々此時まてハ
上物の淺つらひさるしハ丈絹一疋代廿文とらふ
てもるる多し百練鈔曰後堀河天皇安貞二年六月廿

四日以錢一貫文可被直米一石之由被下宣旨四家合考
 曰永正元年天下似饑して會津の米價一升而米と云く
 甲は時の淺ハ大親通寶也と云く按ハ當時ノ米一升ハ
石より二升に倍後ハ米一石の計也因一升宝町日記
五錢より一むりハ極々乃徳也本郷一足子付一丈五分也切米ハ一石子付五分
 分五分の賣價と云く是是利義時天文五年の事として平
 時の價と云く是是生島宗竹記より弘治三年八月廿五日
 大風是歲米也賣價金一丈五分也按は是時の金一兩
 二両とありし也大銀金小銀金ハ天正十六年よ
 録送所より云く是是豊年穀に童謡より云くごはいく

らといは一人十二と云くこと云ふめしハ何めしと云
 つけきうがし飯と云ふ汁ハ何と云くしげかまの汁
 と云ふ釘ハ何と云くはかんだかぐりぎま弱めかし
 りと云ふ是けいといは上京の道中山崎街道なりし時
 客次ニシツトリの膳ハタゴ二合半此飯と煮乃汁増粥一足として値十と
 錢ありし也此時乃淺ハ廿四文として一分ハ何と云れ
 ハ十又めて云ふ乃粥乃價一錢として十又あるハ
 し是故ハ山崎宗鑑ハ一生此間養うて食飲也イニカレト此膳ハ
 一十二錢と持乃て書よ日中一食として書也しくといハ
 甲或書よ是安四年勢也して金十文と米四十二文と云く

已てハ土葬されハ壤と云ハ火浴されハ灰ヒ化カレハ
ハ一日に下シせらる者二十人のありしふして一月に百
二十四錢一月ハ三貫七百六十錢一歳ハ四百十五貫
五百錢あり江沿抄に人壽の日數二万六千六百十日と
云ハ壽と云て終ルのくありし命數ハ備短なり況や
海内の羣生一日の宵死スるもの嘗カられを杖威カを經
み走リりハ歳若淺クと云ハ用ケ土中ハ費シ棄ルと云
勿リ々リ以テ水土鮮俗說辨ハ同章源淺志等是と辨セり瘞錢
ハ漢以來の弊俗あり中事文類聚ハいつり此等ハ悲哀
の情乃ハ已ミまシげルとも云ハ一ハ婦女小人浮屠ハ募カ化カと

よハ唐の鏡ハ何カなるカと金ハの奴カも物トと云ハ母ハを去レる
像ハと溶ツ其語と濤ハ親ハ施ハ投捨ハ小ハ玉ハてハ豈止瘞錢ハ乃
弊ノとならんや藤陰此事ハ茶錢ハ六道法ハ烟管ハの
火口ハ小ハて仍ハ瘞錢ハの代ハに用ケと云ハと類ハの何カ地頭
乃ハ守テ六道法ハ地頭ハ乃ハ支配トといハつり其上ハ熾魔ハ五合點
いハさハふハつきハや汝先ハ冥途ハつハりて地頭ハ相對セよと云
訴ハと拒レと云ハよし裁ぬ高人のゆハに落スと云ハハ永くハ云
留メよハおハせよハ松ハさハ地頭ハと云ハ○奠陰逸史有言曰
慶長辛寅諸夷蠻重ハ譯ハ來ハ求ハ互市ハ二十餘國明商船亦益ハ至
中互市之係要務ハ不可ハ以ハ已ハ果ハ如此ハ夫往昔有確論曰凡外

舶所載藥石之外一切屬無用斯義也浮屠兼好首言之觀
瀾三宅氏再發之白石新井氏又詳議其弊中然以予觀之
未為得政治大體焉夫黃白之為物也飢而不可食寒而不
可衣以其貴重也居焉不得以合棟宇爨焉不得以制錡釜
以不其堅利也戰焉不得以造鋒鏑介冑士則不為刀削農
則不為鎡基工則不為斧斤鑕鑿商賈不用鑄厨櫃而鎖倉
庫其鎔以為華飭亦猶外舶所輸珠璣珍怪也此出彼入其
事埒已鑄以為幣也多焉而輕寡焉而重其為用也均矣借
令異日黃白拂地乎亦唯白鳳年前宇宙是也豈無物可以
為幣乎哉唯銅切乎民用是為可惜爾異日長國家之人能

達治體乎則必有以處之矣夫古之時錢一文足以米一
斛之糶洞淺三而一以粟一斗之賣といふハ治華地也夫
一として治華路の同かゝるあまのり抑かゝるあまのり
農夫の種藝と自由オハサレのさあゝれ花城の蝕モラシる糶の
備々オホクふよ及も次民皆ハ漁婦奴火と畏怖オホクて米と山林
子持軍オホクのにおのまくり糶金と糶るゆゑ金淺よりと糶る
らるハ米穀と糶治する日ハ農戸ハとらり糶備ま
てと米穀と糶漸オホクて生財ヒシタケの災オホクとあはゆゑ米穀と糶るも金
淺オホクまよして糶糶ウチカハひつゝして子里の糶オホクと事足らりさ
らば治する時ハ米ハ價値オホク高まるといふはハ

何ゆゑや取寄久しき時ハ凡俗何となく華み子成り
 其皆子取寄と傳て人の上とゆく弱る部族アヒよ女國イキキ
 のこてのきとふりことく金浪と澤山も使つて眉目
 とおりふかろ大事も使ふ事ふ取寄となくでもなく
 ぢりあ板も一分もふかしイキニ一口糧と而儀取の気前とま
 して必しのちろくとさちり成日じりの茶店ハ一掃
 一掃とこたあるよれぬとくせありよハ買道とくつふ
 やうに只響アキの價響チアキと競ふつゆ米穀のふたふた
 のもやハ錢の利ぬキカこふ志也錢の利ぬハ銀四の二ハ
 もやもや後の珠取ハむりハの分金の價とさるカ金浪

の價もくあると米直もついで愈々くさむりハの
 米一石ハ金一兩錢として五兩あり一錢後の一ふ七貴
 して米一石と雲ふとふハ金の價もついで米の相高
 くさるの波あり米賤ヤスにれ々士農の二ハを連想し工商
 の徒ハ依れとこいふも時と毒より大ともさる米價の
 貴くさるついでいつくのもてふり士農の専らなるめ
 たるついでハある是唐馮道曰穀貴餓農穀賤傷農とら
 しまりしり貨殖傳夫糶ウラ二十病農九十病未言米賤則農
 人病也若米斗直九十則商賈病未商賈也
 集義外書曰夫金浪珠玉淺物と用は事多しとて五穀すく
 ぬ事少ハ人民多取あり善くはたつとせとて寫物

城めぐらんとす時ハ驕奢ありこのなほ善政ハ軍法に
くもの物ふくくもの賣買と稱せしむる數ハ一
みて決らばけしかつされぬ物なるをたのむる人
心乃敢すましもの物と稱よりつゝ言はる時ハ君す
すみて民の言者らぬを不徳の事とせしめしあけきともお
のりつゝ驕奢よりつゝ次々皆ハ粟^{ホト}みらけて決らされ
ハ大方の不徳も困窮も及ぶ五穀水火のこころ多
き時ハ民は不仁の者すくなく驕奢もよみし金銀ハ
五穀と助くふのこ難けりいやして金銀とせしむるの
うらみのとあはれ時ハ花^{ツキ}の蓄^{タマヒ}しじらく用はあてよ

き物あれハ制せしむるもおごり生し法職もあはれはく
さんとて法職をなす商人やかよひて士とあし士とあは
れハ民は取立とまじく多し民と士と困窮する時ハ商^{ヤキ}
とすくなく法職と多し商人職人似は及びの何れも
西は天下は制すくあはれ商人のよのこあり○夫夫吏は
まけ下の貢賦と交はて皆一人ハ屯^{ツル}とらつととふられ
と上ハ敵と法吏とら法職のゆゑ兵中なるものハ上
より取取下より取取とら之城上下もれて私利と射
おとらうられ和蘭人の商を以て士農工の上は居志
しりることくのもくハ封君とあはれしりあはれハ

萬今按三朝事畧云清世祖順治九年十二月是歲人丁
 戶口一千四百四十八萬三千八百五十八又爵秩便覽云
 雍正辛亥年一歲清の錢糧銀三千二百四十六萬四百二
 十九兩米三百二十四萬三千八百三石（イリ）順治九年
 承應元年（ハ）又按是より前明穆宗隆慶元年大倉見存銀
 二百三十五萬四千六百五十二兩と續文献通考（ハ）西土の
 考も載り隆慶元年本朝永祿十丁卯なり是西土の
 廣地（ハ）ハ戸口少くハ淺米多か（ハ）る（ハ）も似たり玉
 匣（ハ）曰本朝乃國々（ハ）同し一玉乃田（ハ）と土地ハ廣
 くして人民乃物産の（ハ）もくもき（ハ）る（ハ）を狭くく人民物産
 ハ多ふ（ハ）る（ハ）を（ハ）て惣辨土地の廣狭（ハ）ハ（ハ）なり

魚（ハ）り（ハ）さ（ハ）ふ（ハ）あ（ハ）ら（ハ）は（ハ）は（ハ）る（ハ）古大國上國中國下國大
 郡上郡中郡下郡小郡（ハ）と分定られしと必しと土地の大
 小（ハ）ハ（ハ）かく（ハ）さ（ハ）る（ハ）事（ハ）せ（ハ）し（ハ）然（ハ）る（ハ）も（ハ）む（ハ）り（ハ）ら（ハ）り（ハ）也
 乃人此（ハ）も（ハ）き（ハ）ま（ハ）く（ハ）な（ハ）く（ハ）て（ハ）た（ハ）く（ハ）土地乃廣狹（ハ）と（ハ）以（ハ）て（ハ）其（ハ）國
 の大小（ハ）と（ハ）さ（ハ）し（ハ）り（ハ）ハ（ハ）何（ハ）れ（ハ）と（ハ）さ（ハ）ふ（ハ）なり（ハ）皇國（ハ）ハ（ハ）古（ハ）より
 しく田地人民乃甚多く稠密（ハ）なる（ハ）と（ハ）は（ハ）る（ハ）も（ハ）ま（ハ）は（ハ）る（ハ）は
 類（ハ）ふ（ハ）り（ハ）ハ（ハ）此（ハ）人（ハ）物（ハ）産（ハ）と（ハ）似（ハ）く（ハ）帯（ハ）る（ハ）も（ハ）き（ハ）は（ハ）古（ハ）大國（ハ）ハ
 之（ハ）地（ハ）不（ハ）豊（ハ）饒（ハ）殷（ハ）富（ハ）勇（ハ）武（ハ）強（ハ）盛（ハ）なる（ハ）と（ハ）何（ハ）れ（ハ）の（ハ）國（ハ）々（ハ）は（ハ）よく
 及（ハ）ふ（ハ）り（ハ）の（ハ）河（ハ）々（ハ）人（ハ）漢（ハ）川（ハ）氏（ハ）曰（ハ）日本田穀凡斛二千五百萬石
 也一里方而一萬石と耕（ハ）し（ハ）出（ハ）る（ハ）川（ハ）邑（ハ）ハ（ハ）中（ハ）に（ハ）在（ハ）り（ハ）是（ハ）五

十里方にして二子五百萬石の米と此中出たる遠裔の
 土地を稼われハ各三子萬石と得魚し又或説は日本國
 中の水田八十六萬六百十七町四段陸田廿万七千百
 四十六町餘といふと之れとも是ハ百年以前子田地
 生齒といふも稀少の時にて云哉七道乃公田より之れ
 を今より準るるといふとも大率減ると云ふときハ
 輿地よりと人民志多きに於て凡稻植一ノ小豊年のと
 比ハ三百六十粒一歳の日數を倍とすといふと之れ
 凶年より百粒と實のうらぶれと云ふとも之れ
 穗而三百餘粒者謂之三穗子といふは唐山あたりに
 三百餘粒の穂は尋常よりふしやと云ふとも之れ

農政全書
 云湖州一

大くは豊年をいふとも一凡人一月の糧を合ふると五合
 穂三百粒名はりといふ一凡人一月の糧を合ふると五合
 各稲米三萬一子九百粒也 是一升不盡と云ふ米三子ハ
 録ハ一升ハ盛ると云ふと六子粒少何 一穗三百粒乃
 是米少升との大小差何粒より多し
 穂ありてハ八十八本ありて三萬一子九百粒は是
 りたり 凶年より三穂穂二百粒 是より人一日食ふ所の
 米粒万粒を費して命を續かすは思ふ事し徳ハ 日本
 の口數三子萬人ありて一日一人に五合の糧積と云ふ
 と是れ一日の米數十五万石許み及ふ事し 是れ三子萬
 石を擬へつる者也唐劫記ハ六十餘萬石の男凡四
 十八億の万九千六百人也と積む事と云ふも之れハ
 その數十倍は及ぶ事し又或書ハ日國東西より走ると
 二子七百萬石里南ハ五萬石七里と云ハ昔の里數は

と何れもまたあるゆきして新穀實り次より福と云く食
とらうゆ急動ともまきけ上入の穀なりと云くこのま
しかり新風俗ハ農よハりきりさるし

凡酒と醸^{カモ}の醗^{カモ}米^{カモ}酸^{カモ}米ハ酒華よそハ北國の齋^{カモ}米^{カモ}と用
ぬ又同酒改新電造よハ振河泉播作後福子の米と云
菊^{カモ}の法白造よけ河内生約よそと醸^{カモ}と云くやあしして
酒の醇^{カモ}美^{カモ}なるハ本邦と第一と云くおと唯水土の神
と云くぬきと醸^{カモ}と云くて米の清と云くぬきと云く也貝
原氏曰昔年於長崎聞彼土人之言云予嘗屢為海賈遊于
西蕃諸國凡中原及諸夷之米穀其味皆淡薄不及于日本

所産之甘美遠矣其野釀之酒亦氣味不及于日本然則以
日本之秬^{カモ}暨良醴^{カモ}可為天下第一今もと西偏へ送風の時
漂着の唐人とも長船中の難儀と堪り給ふと云く何
れ日本の酒と一盞^{カモ}飲^{カモ}くハ再生の美藥^{カモ}也^{カモ}と云く其^{カモ}法^{カモ}
竊^{カモ}と云く叩^{カモ}酒^{カモ}ぬきと醸^{カモ}て飲^{カモ}出^{カモ}ると云くぬきと云く國禁
と云くハ客^{カモ}かとも嘗^{カモ}と云くせし侍^{カモ}事^{カモ}あり又振夷ハいつま及
た^{カモ}其^{カモ}より北方の法國ソウヤサンタムタラヒと云く
ふハ西北とつきて東緯粗と云く幾万里といふ限と
云くぬきこの法國也と云くて我日本のみ酒と云
貴^{カモ}穀^{カモ}と云くぬきと我人の韓^{カモ}參^{カモ}と云くぬきと云く高^{カモ}位^{カモ}と云く

の外ハ海峽口へ入ると成るを常ニ販賣人ハ媒^{ナニ}して満
 州の龍紋ニツトツ上品の絹衣帛とて 皇國の米
 酒ニ交易して持歸るあり凡シツトツ一衣の價黄金五
 七兩とてそのあてに一衣とい酒之斗米五斗と交
 易せり販賣ハ本邦の外絹帛の織物あるハかくの如
 しく然れども其の價とて是より 皇國の米酒とて其
 酒とて其のありし是とて其の吾 邦の人ハかく成天
 下ニ双^{ナニ}あす^{ナニ}み^{ナニ}き^{ナニ}神酒と一生飽まで飲て其の上
 其某^{ナニ}名酒あるとてハ飲とて其の酒とて其の酒とて
 其ハ驕^{ナニ}とて人慾の限あるとて其の酒とて其の酒とて
 其の酒とて其の酒とて其の酒とて其の酒とて其の酒とて

ハ地帯とて焼酒と造り神饌とて粟^キとて其味
 酷烈^{ウツク}此間の人多く飲ハ醉^{エヒタフル}斃^{ナニ}とて其酒とて其酒とて
 粟^キとて恒ニ飲とて焼酒とて其酒とて其酒とて其酒とて
 其酒とて其酒とて其酒とて其酒とて其酒とて其酒とて
 天道自然ニ付物と彼南方ニ製^{ツクラ}て人命と利^{タスケ}濟^スとて
 其酒とて其酒とて其酒とて其酒とて其酒とて其酒とて
 力と考し工夫と費^{ツク}とて其酒とて其酒とて其酒とて
 自然^シとて毛詩云我倉既盈我庾維億以為酒食以饗^シ以
 祀^ル

皇國の酒ありハ進^{スハノヲ}雄^ヲ尊^{ミユト}八塩^{ヤシホ}折^{オリ}の醴^{カモシ}釀^シとて其

て 崇神の御宇^{ミコトノミコト}掌酒^{サカヅケ}活日^{イハヒ}天皇此詔^{ミコトノミコトノミコト}を奉て此神酒^{ミコトノミコトノミコト}を
 家^{ミヤ}敷^シ奉^ムあ^ハく^シと大和^{ヤマト}あ^ハく^シ大物^{オホモノ}の^{カミ}釀^カ一^{ヒト}頁^ヒと^ノ端^ハの大^{オホ}
 神^{ミコト}と^ノ祀^ヒ一^{ヒト}あり^シ其^{コノ}縁^ヰあり^シより^シ之^ノ端^ハの^{カミ}神^{ミコト}板^{イタ}と^ノ帘^{カサ}を^ヒ用^ヒ
 お^ハ来^リ又^{マタ}神^{ミコト}功^{イサ}后^ノハ^ト常^{トヨク}子^コは^シ社^{ヤシ}以^ヒ少^ス彥^{ヒコ}神^{ミコト}乃^ハ豊^{トヨク}祝^{イハヒ}一^{ヒト}神^{ミコト}酒^{サケ}を^ヒ
 きて^シみ^コの^ノ物^{モノ}は^シ志^シを^ヒと^ノ万^{マン}葉^{エフ}は^シ天^{アメ}地^{ツチ}と^ノ久^ク一^{ヒト}き^キ
 ま^シて^シ万^{マン}葉^{エフ}は^シは^シつ^ツく^クん^ン思^{オモ}ひ^ヒを^ヒ白^{シロ}き^キと^ノ流^ナり^リ
 思^{オモ}ひ^ヒを^ヒ白^{シロ}き^キの^ノ二^ニ酒^{サケ}を^ヒて^テせ^セあ^ハり^シ一^{ヒト}お^ハ事^{コト}記^キ傳^{デン}は^シ今^{イマ}の^ノ
 世^ヨまで^{マデ}美^ミの^ノゆ^ユと^ノ勢^セを^ヒあ^ハり^シ志^シは^シし^シハ^ハ酒^{サケ}と^ノ差^サ交^カあ^ハり^シ
 神^{ミコト}代^{カタ}より^シの^ノ風^{フウ}儀^ギあり^シ 朝倉宮段三重米が、哥は、多麻宇伎と云ハ玉盞也 女神^{メノカミ}男^ヲ
 神^{ミコト}と^ノ酒^{サケ}は^シ流^ナる^ル也^{ナリ}一^{ヒト}交^カて^テ々^々より^シ長^{ナガ}き^キ心^{ココロ}加^カけ^ケし^シと

結^{ムス}固^カめ^メあ^ハり^シ勢^セを^ヒあ^ハり^シ好^{コト}む^ムり^シ世^ヨ俗^{ゾク}よ^クい^ハし^シ由^ユる^ル納^{ノウ}采^{サイ}の^ノ由^ユ
 此^{コノ}と^ノ志^シを^ヒて^テ盡^{ツク}結^{ムス}て^テ何^{ナニ}り^シは^シハ^ハ突^{ツク}ま^マハ^ハ二^ニ柱^{ツチ}の^ノ時^{トキ}時^{トキ}
 より^シ酒^{サケ}を^ヒて^テふ^フもの^ノ一^{ヒト}飲^{ノミ}と^ノ交^カ一^{ヒト}期^キと^ノあ^ハり^シる^ルは^シ用^{ヨウ}お^ハり^シ
 ぬ^ヌあ^ハり^シふ^フと^ノま^マて^テあ^ハり^シは^シ流^ナり^シて^テ古^コ酒^{サケ}の^ノれ^レ物^{モノ}と^ノあ^ハり^シ
 酒^{サケ}を^ヒて^テふ^フもの^ノと^ノ神^{ミコト}氣^キと^ノ云^{イハ}ふ^フと^ノ云^{イハ}ふ^フの^ノり^リと^ノ酒^{サケ}の^ノ辭^ジ
 とも^{トモ}通^{トウ}ひ^ヒ農^{ノウ}事^ジを^ヒ依^ヨと^ノ云^{イハ}ふ^フは^シ依^ヨ食^シハ^ハも^{トモ}ち^チる^ル依^ヨも^{トモ}田^{デン}穀^{コク}
 より^シ出^デ来^キも^{トモ}る^ル食^シも^{トモ}る^ルと^ノ稱^{ナメ}て^テか^カく^ク名^ナ希^キ一^{ヒト}と^ノも^{トモ}る^ルる^ル
 依^ヨれ^レよ^クつ^ツれて^テあ^ハり^シよ^ク古^コの^ノ神^{ミコト}酒^{サケ}製^{セイ}る^ル法^{ホウ}ハ^ハ吾^ガ神^{ミコト}饒^{ニギハヤヒ}島^{シマ}
 より^シ遠^{トウ}く^クく^クく^クし^シう^ウれ^レ土^{ツチ}音^ネに^ニ神^{ミコト}氣^キと^ノ稱^{ナメ}へ^ハり^シ神^{ミコト}乃^ハ
 神^{ミコト}氣^キわ^ハて^テ流^ナり^シと^ノ云^{イハ}ふ^フの^ノ古^コ語^ゴハ^ハ中^{ナカ}道^{ミチ}り^リ法^{ホウ}十^{ジュウ}三^{サン}四^シより

と長い處と破るわさハ心と野ね心と家々の巨室と川
出らるゝに和漢せよ献酬のれと智し荒淫の禍と成る
ことある時のためしよと修するその良しと守は胞
まて飲ふとささるゝとささるゝかし 延喜天皇御製
曰勿多飲酒陳勿多言語と地扶桑畧記よハんんん
孔明戒子云夫酒之設合禮致情適體歸性禮終而退
此和之至主意未殫實有餘豪可以至醉無致於亂
一ハハ穀登祈の時のたらしとて縦又酒飲ふと成免
して天り下の億兆と成れく有年の賜と野の仁壽の
域子導しめさるゝとささるゝの國史ハ歴舉き清寧紀三年
冬十一月宴臣連於大廷賜綿帛唯其所取皆盡力而退是

月海外諸蕃並來貢四年春正月饗諸蕃使人於朝堂賜物
有差夏閏五月大酺五日安閑紀二年春正月朔詔曰問者
連年登穀接境無虞蒼生樂於稼穡黔首免於飢饉内外清
通國家殷富朕甚悅焉可大酺五日以為天下之歡云々是
より後の史々々々天下乃耆老と釋出され歳の甲乙と
以て深帛等と賜ふと續紀以下志々々々成るは是
老々弱の齒と尚ふと成上下と示しとささるゝと
實録みんえしハ 清和天皇貞觀十六年正月七日老人
年百歳以上賜穀五石九十以上三斛八十以上一斛孝子
順孫義夫節婦旌表門閭除課役鰥寡孤獨篤疾重病並
給祿俸おとまり 按子前漢文帝紀酺五日師古云酺之為
言布也王德布於天下而合聚飲食唐無酺禁亦賜酺蓋聚
作伎樂樂高年賜酒麪唐紀太宗正觀二年九月以有年賜



蒲三日蓋のみ一の修あり藻塩州又葛餅の早福の
 ふい喜田作うんとむる時集よとのよき人のさけり
 さきと事うりとおを定て家よ真集てたふるよまうり
 とのと金世答無して年集とあり世を成りせて家の後
 乃園へまうりむりむりむりむりむりむりむりむりむり
 くと端よちいさき度又水と入ておとろとむりむりむり
 端よ法のゆて家の後よまうりむりむりむりむりむり
 雲あうりし賛の人とむりむりむりむりむりむりむり
 とのあむりむりむりむりむりむりむりむりむりむり
 ちる風俗よてむりむりむりむりむりむりむりむり
 人ハ西月四日五日の留よ領内の百姓家累川流て賀草
 と伸ゆるよ庭子酒樓と等一碑地さしむと農況やら
 日次紀曰正月四日自禁裏仙洞以下至于諸臣度之百
 姓今日各就来其領主地頭之家而賀慶歳首則賜諸餅酒
 等被饗應之云々是上ハ朝廷の御姓より下庶人の御

皇太子學士
調忌寸古曆
級賞青春
日相期
白髮年
清生百
萬聖岳土
半千賢ト
宴當時宅
披雲廣
樂天茲時
盡清素何
用子雲玄



民よむまては年湮オトナイハヒみ農祝の儀ウチノマツル式わさるり禮雜記註云
 歲十二月索鬼神ソクカミノカミ而祭祀則黨正以禮屬民而飲酒勞農而
 休息之使ス之莫樂是君之澤也今賽社セハニ則其事爾是西土モロコシ本
 生の社會也 本朝の尚齒會ハ大納言南洲年名小野山
 莊よて始て行ユクり其後ハ清輔知厚の會ウチノマツル云々名高し

西遊お年江戸の人生島島新八旬の如き振さしハあま
 瑞翁百八十七歳小歳閑神百九十歳お結字新百八歳
 己下ハ九十九以上の人より八十歳までと七老の會と
 て々よ名高きものあり宗田氏曰瑞翁ハ瑞翁の瑞も経
 うる人おれハとしてお代のものやとあはれと能く記
 録するおとくも申てハ長壽保チカシキとあはれと能く記
 りやかくの如くおれハ長壽も益あり壽を尚ふハ古
 きおとくも記得て申すハ有益の事もあはれハまゝ自
 少壯の遊ユメと悔ひ改て長壽の益あるべきあり志
 りされハお年輩と生延居るとぞハ福ありと喜し

疎^{ホロツカ}濶^カと云れるあり志^シうる^ルも又他人^{タニ}の宴^{ウチ}会^カの^ノ知^チて
 食^シ膳^{テン}の^ノ輕^{カラ}く^シ苦^ク茗^{メイ}踏^ダ飯^{ヘン}とて事^{コト}調^{テウ}ふ^ル不^レと^レあ^レハ^ハ指^{サシ}さ^スる^ルも
 も^モ身^ミ過^カす^ル情^{ナリ}志^シく^クある^ルハ^ハ是^レ親^{シン}味^ミ衣^イ裏^リせ^ルる^ルあり^又
 の^ノ後^{ノチ}と^ト始^{ハジ}ま^ルる^ル母^{ハハ}の^ノ後^{ノチ}も^モ及^ツひ^ツつ^つ菜^{サイ}根^ネと^ト煮^ニく^クる^ルと
 と^ト救^スお^おお^おて^テ和^ワ樂^{ラク}と^ト地^チ岸^{ゼン}く^クも^モ情^{ナリ}厚^{コウ}う^ウん^ンと^ト古^コ人^ニ乃^ハ
 凡^{ソド}も^モこ^ころ^ろあ^あら^られ^レ又^マ同^{ドウ}僚^{リョウ}と^ト邀^カへ^レ朋^{トウ}友^{ユウ}と^ト召^メふ^フハ^ハ情^{ナリ}意^イ
 の^ノ魚^{イサ}信^{シン}睦^{ムク}と^ト行^{ユク}ふ^ル為^{ナリ}多^クに^ニ佳^{カキ}者^{シヤ}負^ヒ味^ミと^トハ^ハ口^{クチ}腹^{ハラ}を^ヲ潤^ス
 醇^{ジュン}酒^{シウ}威^イ風^{フウ}も^モ必^{カナラ}ず^シさ^しら^るる^ル或^シ人^ニの^ノ交^{カウ}も^モハ^ハ似^ニ氣^キあ^ある^ルや^也
 や^也門^{カド}外^ノハ^ハも^モ人^ニさ^さる^ルび^び呼^コび^ビ上^ノハ^ハ飽^マら^らず^シハ^ハ醉^シと^トか
 して^シ難^{ガタ}漢^{カン}亂^{ラン}奇^キ一^{イツ}果^カハ^ハ極^{キョク}限^{ゲン}の^ノ持^チとも^モあ^あら^らず^シハ^ハ何^ニん^ニも^モ

一^{イツ}も^モ深^シあ^あら^らず^シや^也古^コ語^ゴハ^ハ病^{ヤメ}從^ス口^{クチ}入^ル禍^ワ從^ス口^{クチ}出^ルと^トそ^レの^ノ
 徒^タ然^{ゼン}妙^{ミョウ}ハ^ハ世^セの^ノ中^{ナカ}ハ^ハ飽^マら^らず^シ酒^{シウ}ハ^ハ醉^シて^テ物^{モノ}
 と^ト病^{ヤメ}も^モお^おら^らず^シと^トい^いま^まし^しめ^め又^マお^おの^のつ^つつ^つ此^{コノ}の^ノ
 と^トそ^レが^ガく^ク月^{ツキ}を^ヲ畫^カへ^レ膝^{ハダ}乃^ハ維^イ危^キ冠^{カウ}ゆ^ゆと^トあ^あれ^レか
 一^{イツ}も^モこ^ころ^ろあ^あら^らず^シ代^{ダイ}ハ^ハ世^セの^ノお^おら^らず^シあ^あら^らず^シ財^{サイ}
 一^{イツ}も^モこ^ころ^ろあ^あら^らず^シ飽^マら^らず^シ食^シの^ノ味^ミも^モ失^シは^ハれ^レと^トい^いふ^フも^モあ^あら^らず^シと^トい^い
 と^トい^いふ^フも^モあ^あら^らず^シ後^{ノチ}の^ノ人^ニは^ハ解^カら^らず^シと^トい^いふ^フも^モあ^あら^らず^シ飲^{イン}た^タら^らず^シと
 中^{ナカ}料^{リョウ}も^モあ^あら^らず^シハ^ハ何^ニん^ニも^モあ^あら^らず^シと^トい^いふ^フも^モあ^あら^らず^シと^トい^いふ^フも^モあ^あら^らず^シ
 の^ノあ^あら^らず^シと^トい^いふ^フも^モあ^あら^らず^シと^トい^いふ^フも^モあ^あら^らず^シと^トい^いふ^フも^モあ^あら^らず^シ
 魚^{イサ}し^シ〇^{マル}米^メ穀^{コク}と^ト損^{ソン}耗^{コウ}と^トあ^あら^らず^シ酒^{シウ}耐^{タイ}乃^ハ二^ニ倍^{バイ}と^トい^いふ^フも^モあ^あら^らず^シ

前漢文帝詔酒膠以糜穀者多為故^レ年^ハ造酒の禁止^レ何
 也後紀曰大同二年九月遣使封左右京及山崎津難
 波津酒家以水旱成災穀米騰躍也東鑑建長四年九月
 卅日鍾倉中所々可禁制沽酒之由仰保々奉行人等仍於
 鍾倉中所々民家所註之酒壺三萬七千二百七十四口云
 云鍾倉中民家亦有^レ一^ハ三萬七千二百餘口とい^ハ中
 昔より酒^ハ醴^ハ酒^ハの既^ニ感^スる^ル多^ク夫酒の^ハ
 小おる^ル者^ハ出葉厚之^ハあ^ラざ^レれ^ハ興^スと^モ米^ハり^テ酒^ハを^ハ銷^ス
 々^ハ抑^ス又酒^ハ官^ハあ^ラず^レと^モ皆^ハ天^ハあ^ラず^レと^モ此^ハり^テ徒^ニ米
 穀^ハと^モ糜^ハ爛^ハと^モして^レ一切^ハ酒造^ハと^モ飲^ハめ^ハ米^ハ價^ハ微^ニ賤^ス士以上

或ハ^キ此用^ハと^モあ^ラず^レ

費弊

蕃名フルテーリング

太^ニふ^レ一^ハの政^ハハ^キと^モ天^ハ下^ハの法^ハり^テま^ニん^トも^ハ此^ハ集
 て^ハあ^ラず^レと^モ安^ハ河^ハに^テ議^スて^レ天^ハ下^ハと^モあ^ラず^レ
 小^ハ溪^ハふ^レ濁^スて^レ土^ハと^モ濁^スじ^トも^ハ是^ハと^モあ^ラず^レと^モ大^ハ鏡
 小^ハ田^ハむ^レり^テ法^ハ政^ハの^ハ節^ハに^テ國^ハの^ハ申^ハに^テま^ニ
 へ^ハ箱^ハお^シも^ハあ^ラず^レと^モあ^ラず^レと^モあ^ラず^レと^モあ^ラず^レと^モ
 の^ハ何^ハり^テあ^ラず^レと^モあ^ラず^レと^モあ^ラず^レと^モあ^ラず^レと^モあ^ラず^レと^モ

には多く遊所割場と走りあまの
むすし 明の陽え禪師
 地ハ畜生國ありといふ一あと燕居偶筆に載りおの
 進も畜生國と云まりて後時一野地一あり一おと俗信
 辨はあしぬ目又隠えの略長崎一海りて日本ハ何と
 して海國ぞといひ一時或者會ふおと一てくは
 答く出うはささハ唐山もとあさるあすとして東印より上
 一とくや隠えおつれさると信とて立玉あさく
 答くささむよりまさりてゆゆ家てはへ會ふあさく
 一日と忘れさあさぬ事あるは百姓の身ささく會ふ
 罰とて盡さつさか神明乃逆は農夫の身として田地乃
 土とさういやまおのもさおのさあさく一と穀不稔
 ある歳と土精の脱るるは泥を風水乃不順あるはとい
 ひ立て罷と遠地に歸しけるおと何ぢうあさくあさく
 らとや天地ハ日月あらんかざりある火乃運行を今不易

あれハ朝方歳の儀ととも土性乃善なりといふ理ハな
 うるへしかくは風俗なちりともあさくその事よそ
 おりある神功皇后之乃韓國と從つ流のりゆる財貨
ムカラモノ
 と七納の貢しハささりめぐる身保はちと甲ありされ
 と物あさくささあさくハありかささくものあれハやう
 てあざし教あと流りまは淨女天皇ハ地はありさは
 と斯福地ハ寫してとのせーカ急土木の役も多く田舎
 の地も迫るるの蘇我馬子ハ君と弑しむるもの
 大逆さ道の者あれハ定子佛と信とるさよハ何ぞ
 ると外ハ淳磨君又あさくのはま信て内ハ弑逆大惡の

還と還し初て女帝とましまし人極の大國とあり檀
子胡拵と弄て神聖の舊法と毀り殿戸を堂して守屋と
殺しぬ吾 邦風俗の衰廢をよきより好むり明の舞水
いつく斯土の寺觀ハ雲山猪窟よと擧げてあつと土
地と費しぬると歎せしあとも吾文集よはるるは斯
方ハ土地狹く人口衆きつゆあるは僧侶ハあむるは黨
堆よふらしといつと一理あるやうあると山條氏ハ禪
法と好て政執行ひし頃より新しき法と偏行りて肉
食菓常の火宅僧も漸よハお來あるといつと利口のやう
あるとよのせしむるは只日存ハ日存のまゝ乃實事よ

て漸あましわしむ乃風まてうのりてそのさほ好
るんハ却てつるありは毎一清世祖遺詔畧云朕親政以
來紀綱法度不能仰法太祖太宗謨烈且漸習漢俗于淳朴
舊制日有更張以致國治未臻民生未遂是朕之罪也夫世
祖ハ韃種ありて明と平定して盛よ三代よむと韃人自
然とも也明俗のみ柔あるとえ習の我韃の質素の風日
日は更地しるよよりま命して之と禁制せしむるあり
る清も既よ漢よのものとありて之と漢俗の舞意ある
風俗ハ水國よ水と出るとは徳盛かく今あるよ何と
也史記よ漢興て劉雌而為朴とハ周秦の奢弊と除て質

ハ人の装束もあつて、納言の消息も先代の時節分袍儲きあると書きたる、ある節令の袍として人な微なりとけり、後朱雀帝の時、時公卿の装束と清覧せしり、袖大よ成りけり、かくてハサの弊あるし、して存大は室資へ詔あり、これよりおの色の似せめて、存大のよと書せり、ハ東鑑曰、養和元年十一月廿一日、武衛召筑後權守俊兼、俊兼素事華美、今殊著小袖十餘領、武衛覽之、召取俊兼之、刀、令切俊兼之小袖、端被仰曰、汝富才幹也、蓋存儉約哉、加常胤實平者、才富不及汝、然各衣服已下、用履品不好、美麗而欲扇勲功、汝不知產財所費、怒らせり、建武記曰、武者所革、可存知條々の中、五位以上、可用衣冠、於散所着雁衣者、可用布、六位同、可為衣冠、但有官隴、口着雁衣者、同、可用布、内々宿直之時、可用布、水干、葛袴、鎧直垂、蜀錦、吳綾、金沙、金縷、紅紫之類、細々警固之時、不可着用、

精好、大口一切停止之、可用練大口、小袖織物綾練貫之、類細々不可用、金銀装束、太刀刀鞆、細々不可用、唐皮尻鞆、切付等同前、總鞆、常不可用、細々警固之時、正員一人之外、停止之、○續神皇正統記曰、按此書ハ是利家ノ諂て書る者にて、後分正統記ノ詳者一ぬれハ、後ハよく辨後、近頃、是ハ天皇の御宇と云、氏屋卑賤市廓の商人も、もと驕の姿ぞ過分な、く、以綾羅為身装、以紅紫為褻服、上下の差ハ、サ、と云、也、孝經、注、服身之表也、尊卑貴賤各有等差、故賤服貴服、謂之僭上、天穗よ及い武家も違や、ゆるや、肉丸の、オコリ、オコリ、乳世の基と、人、之、え、け、格令の外も、代、制符と

下して法度と決定しや宴遊器饌の制ハ天平寶字の敕
よ見え美麗衣服の制ハ神護景雲の格よ好きは昔ながら
くのかとし滝季河を差別あらんや近者元亨貞和よ
ありて種々の敬制とあり武家と貞治應安の頃までハ
儉約の公法ありとと累代の文書と掲て先規乃是流と
辨へ申ふ成業乃あはれきと云々といふらんや好き上
として好仰なれ甚下とて練甲さしはしとておきあま
事ともぢりとこそこれハ是利氏の頃風様おとろへ衣
取の製とみせりあると一とを顔髪と剃髪と奴頭とあり
素襖烏帽子と脱ヌキとて上キルとのとて着カとてよハ整り給

ろかくしり秋津洲のさやがりとおとまりの物とて様ミツ
壇の久きとあつと一毎カのちよえ流カハのあらはれとあはれと
しも淳素の若ゆきとあつとよとよと節儉と勤さるはな
し抑せ但州小田原陣の時十里表一ツ金子二ハ分とて陣
立し遠陣の時担繰金ありしとてとてとてとてとてとてとてとて
照ふ駿河よ法徳居の後も小姓の元成宣の給仕の年よ
一人着用の積とけく法徳へてを考繪ハ何とらふと
の世と書給よ付き者信てせハちやうよとてとてとてとてとて
れハハの法徳を信し信者とてよとてとてとてとてとてとてとて
申はきのあふちと信つてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

乃よきいとオモ守みしかりてカ變給ひ給ふ物也給して茅葺
ありまよとのイカメレ牡舞をよとの舞にゆかひあまハ 皇御
孫命れ 大御神と尊くまみ敬いまふまふりあや
城清みづゝ乃宮殿ミヤラカとはみ舞く物し多して 大御神
の宮殿と一も質素にしあふづまよしあやあハまづ
く近きまよ神道者乃こふこふは皆かゝるるあして
あの高よとむじらととツル魚し○元正天皇の大津歌幡あ
まよ危花さうあまの馬まよとマ使もあやどら若代までよ
水戸義公の釋子曰すまよ危花も回しよのあまるとか
くはまよとせまよに海はあまの危をまよのあまの

思ふこい割はまよと白まといまよあしてまよあまの
あまのけ清新はまよ長屋まよ室の依約あまのホメ給て
はまよとあまのまよまよとあまのあまのまよはまよ
の茅葺のまよあまのまよとあまの茅葺はまよまよの
まよまよあまのまよあまのまよまよとあまのまよあまの
らくあまのまよあまのまよのまよあまのまよあまのまよあまの
うまよまよあまのまよあまのまよあまのまよあまのまよあまの
聖代之君為于節儉富貴廣大守之以約ツル叡智聰明守之以
愚不以身尊而驕之不以德厚而矜物茅茨不剪采椽不刮
舟車不飾衣服無文四季物治は宮殿樓閣の塵埃乃汗

あしあしせあふハあましお世の中松れおもえん
事とまのうらうら戸田氏いもく若老い富きあふ人
とら混より少し様とるゆるり理ようあふあふしし
貴時何のてつこふと世の持事の杖の氣よあして志
はいかと遠あふ月入望と色てあがさつこさしハ
まあして唐室^{#トヨ}あふまうせゆりまこりとも後子ハ修渡
のちかろあふ様と様しこふ法まし世の改まるとさ
しとあふこく必子ゆりてゆりまし家と一生あまんと
あふこくあふも老の膝とく容と新あふおちあれし
んと眼のあふハゆりぬ鬼神ハ害盈而福謙といつれ

ハ物あふらよりゆりくさのて不足とらゆりよん
このぞこく道花ハ半開と見酒ハ微酔と飲と告人ハ
おゆりもあふ武士ハ唐とあふあふまよあふれハ様
ふとあふしとさと色一軒と并下し中人あまの
あふあふれとんハ他とあふ人らと自よハ世の奇ま
つらあふのあふとさしとやうよあふあふしてあふ
あふあふれお面^{ツトモ}あふえ若一かあふあふまよ
あふあふお面^{ツトモ}あふえくくしてゆりよと好ハあふ
あふあふら凡て危と危よあやう華業とこのじハえ
る同若くいとあふし又時のあふらとあふあふ

人と兼好もとの志より又西川氏の書もとの子述代四
 氏の屋宅衣服官職も志より西國整齊の所よりする
 年以前町人の百姓の風俗と爲るに衣服ハ布袖束締又ハ
 ぬじ織の類めて現織と爲るハみち布束締ありたふ爲る
 町人の五月の節湯衣の草物とて黒き袖の現織と爲る
 るハ中人の中ニ三人あり武家ハ逆さ毎よりと相
 織と衣服とて人毎も志よりありぬ町人の屋敷表
 の見え店とてとも板葺あるハよし町守ありたふの
 竹と縄よと藁も細くるとかようけ内も筵とつりて抱
 り結のけりと用ひとし雨風と爲るのこもて高もキタテのい

のむと積草といつとも盗ハあかりくるモロコシの書とも
 小倭俗ハ不孺不盗といふよ上世の書事と傳へしなり
 ○又田家乃カキはハカキむらがつぎく志よるその酒屋の有
 扱あり何カキもカキ塙カキととも爲或ハ葺乃類よて竹木の縁
 とモハなかりあり信喜々の歌ハ山里行共かりた女地
 爲地ふちもる人もあし浅外北田舎の歌ハ金戸カト鎖トサと
 してゆざら小ざら乃賊侵入ヌスビトオカシる氣もあまを大むり
 此よりしきさほぞうし又食膳乃器具も々の巻くら山
 くらきぬあし酒あし扱菊乃く人ぬ物出と耐ハ給は乃
 者客よとのけ扱乃蓋フタととも集あつて持入て吸物盛て

從後言の愚風は事より怪し難くして考へざるの昔
懐中合ひのうしろ向とハおき内なるハうそを言ひ
換あつた情と引出して済むハ君の侍政事とせざる事
よ終しあつて後とせざる事と云ふこの梅梁の片と中
山とはいつか一ハ即中にして職事として君と臣との中
まゝして中らふ人としてありしと下と人の情とよく
多難と云ふ人等ハ其の意欲あるは必の老とこの場
也棟梁の片ハ紀内を略するはむりハ是事と云ふ
やハ其の神事と云ふと云ふ中ハ陳蕃の上疏ハ采女數千
の姓もあつていふと云ふあり
食肉ハ其の精髄と云ふハ衣綺脂油粉黛不可計諺言
盗不過五女門以女貧家ハ男もあつて女もあつて
人の心と盡かし人の性也 今後宮之女豈不貧國乎との
世て壽と云ふと云ふあり 今後宮之女豈不貧國乎との
つり夫褒姒貴妃ハ姑く置く平清盛のつり焼屋と云ふ
着のくつて壇に威福と云ふ王道の陵夷と云ふハ

始 帝遺腹の禍と忠感も嫁しあふ胎萌やり漁倉霸
御の指武臣のちへ移りハ幾經平后も私と云ふと諳て
強て逐竄せられ追討の論言夕旦も翻つて子使使やり
されハ是よりあつて信頼もよき便依の片君寵よむ
ころして保元の戦と川出し又君と臣とわづらぶる
のあつた時ハ其の筆吏佐官も出て跡のこゝろと
と云ふの義時とよき奸黠わり白拍子菟菊も然訴より
策之れ殺邊と云ひ立ち伊勢伊勢も貞親の新婦もよき
徳仁ハ大乳ハ溢觴しけり凡ハ上の御事ハ侍りとの
大つて巧言令色の宦官宮妾あらハいけりとの上の

あつろとにかしなく進へり下の怨歎ハ能効ワタシチキも亦
上ぎれハ上あるハ世の進はうととの事おもふま
なりち家〇或人の手帖といふもいはれれれ世と何
るものハ巧官とて世公よ上よあつるもの何事あつと
れらの人ハ大切の主人とぞくくおよハ一はし
て侍望ふとの事はいやうありゆくとも申く操をぬ
事あつといハ世のハ若くといふとも思ふな一しとれら
の人ハいふもく士君子ハ齒牙に掛るよ及ぬ事よん
まきまハ事により人よと目利とありふとあつがそ
れより一層と増出しとるむけとのけ恩授しぬ事あり

ものなり周よりハ前のよハす々に三代の事なり又秦
の世ハ論よも及ぶ後世の評論と評世と後世のよんといと
りの叔孫通とて時の大儒とて漢一代の禮ともより
たてまうけ富射魯乃西生名とやえぬやうはあつとれ
し公孫弘老年よて妻杖の字といて身と丞相よまて致
し平津侯よ封られれとの時は董仲舒のぶと大儒も
下位よ埋建死しありとれよりとまきハ王安石六經
乃新注とて天下よはしりとの時は司馬公蘇氏兄弟程氏
兄弟と始めあつる君子長者ハ今く下僚よ沈居
まうのこもあつと奸人碑黨ハ碑とといふとありて南

時ハ狗猫と食するやうのありさほよらしくお世より
と前々中々三代の時ハ周公も東山も三年引くら
れ孔子七十二子栖りて東西南北の人までつゝ
老死せられりしとくれハ時ハ用おられはよめあんど
ゆるあんは是必ハ曲学阿世の人とてしされハ上者
らん人の用お玉らん官ツキとあるハ側者の権高くなり
てはたた下とてとお扱どらひて遠さりりしと
にお扱よりとらうと念むあつらお申てなすくよあり
ゆありき家の子老はありて徳者婦人の自由あつざ
はやうにお扱と難とよあつざ家やうに上と下とらう

とちあして私乃あつざ家やうに捉と定むぬとあ
んかし度えよりのあめりし君も力と合てあふと保
ち自分と着る人とも多くて政よまをしらん人のあ
し重し一蹟ハえむりの政よ家ちがまが家こといふ
しられ大むり此政ハおのづから人情よかまうおあ
まけを政とせもあらんハ百世の法といふともも弊
あまはあつざあしと治るんといふ

成形圖說卷之十一終

御書物方

